

介護予防支援事業所の指定について

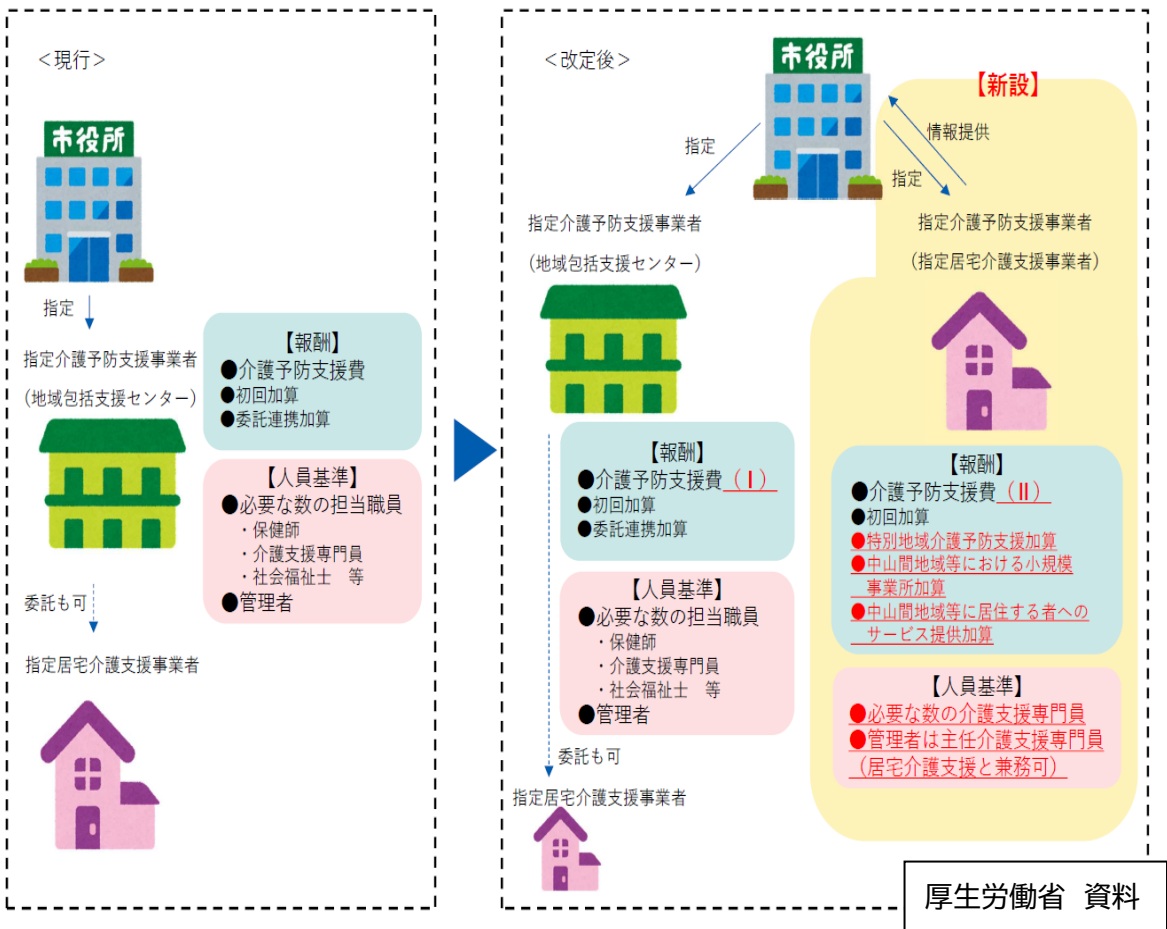
1 .介護予防支援の指定拡大について

○介護保険制度の改定

令和6年4月1日より、居宅介護支援事業者が、二宮町の指定を受けて「介護予防支援」を実施できることとなりました。二宮町としても、地域包括支援センターの業務負担の軽減や包括的支援事業の充実のため、積極的な指定申請にご協力いただければと考えております。なお、介護予防支援事業者の指定を行う場合、被保険者その他の関係者の意見を反映させることとされているため、新規指定にあたっては、介護保険運営協議会に諮りたいと考えております。

(参考) 介護保険法 第115条の22第4項
市町村長は、第58条第1項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

○改定のイメージ



2. 主な指定の要件

- ・現に居宅介護支援事業所の指定を受けていること
- ・当該事業所ごとに1人以上の必要な数の介護支援専門員を配置していること
- ・管理者が主任介護支援専門員であること(居宅介護支援事業との兼務可)
- ・法人の登記事項証明書における「目的」欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載があること

3. 今後のスケジュール

令和8年度

4月 居宅介護支援事業所及び介護保険事業所へ周知

5月 申請の受付

6月 介護保険運営協議会にて協議、運営協議会後に指定通知書の発送

7月 事業の開始

※その後、随時の指定申請受付